

石神遺跡第16次調査出土木簡

祝文と解説

奈良文化財研究所 猿島原官跡発掘調査部

⑤ (表) 壱辰年九月廿四日万枯里長部大真
（裏）呂五斗

213×29×6 032 池状遺構

① (表) 方原戸仕丁米一斗

(裏) 「阿之乃皮尔之母」□ (裏) 開

(168)×29×2 051 南北溝

※仕丁とは、みやこにおける様な官司(中央の役所)の被役に従事した人々のこと。
全国のサト(五十戸)、かへは「里」と表記から一名ずつ徵發され、各官司に配属され
ていました。(方原)は三川国青見評(後の參河國青見郡)現在の愛知県蒲郡市付近にあ
ったサトの名前で、仕丁の出身地の戸税制上の一世帯を表しているとみられます。(米
一斗)は、食料として仕丁に支給された米の量でしよう。裏面は別筆で、「あしのは」と
「も」と万葉仮名で記しています。

② (表) □

鳥取□二升櫻井□二升一升□

(裏) 加牟加皮手五千升

神久□二升小麻田□二升

296×57×5 051 南北溝

⑥ (表) 鳴評万枯里物部都你米五斗
（裏）呂五斗

(168)×29×6 032 池状遺構

※③～⑥は因点とも米俵に付けられた荷札木簡です。③・④・⑤・⑥は壬辰年(持統六年、六九二年)九月の日付が記されています。地名はいずれも三川国鳴評(後の參河國
賀茂郡)現在の愛知県豊田市付近にあたりますので、同一の地域から同時に貢送
された荷札がまとまつて捨てられていることになります。なお、③の「六斗」という容量
は、仕丁に支給される食料の量のよう、一ヶ月分に相当するのか(一升×三十日＝
六斗)、仕丁の生活費に充てるために貢送された米の可能性があります。

⑦ (表) 丙戌年□月十一日

(裏) 大市部五十戸□(人)カ

(168)×14×2 019 池状遺構

⑧ (表) 三川国青見評大市部五十戸人

195×23×3 032 池状遺構

※大型の帳簿木簡です。(地名) + 「容量」を一単位とする項目が列記されています。
「鳥取」「桜井」「青見」「知利布」は三川国青見評(後の參河國碧海郡)現在の愛知県安
城市・知立市付近に存在したサトの名前です。「二升」は米の量でしよう。東大寺正倉院
に伝わる奈良時代の文書から、諸官司に配属されていた仕丁に対する、一日一升の米
が支給されていたことが確認できます。この木簡は、三川国青見評の様なサトから微
発されてきた仕丁に対して、食料米を支給する際の帳簿であると推定できます。

⑨ 己卯年十一月三野国可尔評

140×34×5 032 南北溝

⑩ (表) 廿四年八月十五日□

(裏) □五十戸神人部

(96)×32×2 039 南北溝

(裏) 高橋里 物部□乃井六斗

(210)×24×5 039 池状遺構

⑪ (表) 壱辰年九月□□日 三川国

(199)×(12)×5 031 池状遺構

※⑦・⑧は己卯年(天武八年、六七八年)の年紀を記す荷札木簡です。⑨は三野国可
尔評(後の美濃國可兒郡)現在の岐阜県可兒市付近から貢送されたものです。

①(表)汎和評仕儀

(裏)□□評仕儀
(表)□□評仕儀

(107)×(23)×3 061 池状遺構

⑤(表)乎 有朋自遠方來 (不カ)
(裏) □ □ 大大大大□□一 (別筆)
(左側) (大ガ)

※丹波和評石野「五十戸」は、後の「伊予国宇和郡石野郷」、現在の愛媛県宇和町付近にあります。裏面は天地逆に記しています。平城宮跡や宮町東跡、天武天皇の「崇香御推定地」(滋賀県信楽町)から出土した奈良時代の木簡には、「仕丁を「仕」と略記する例があります。よって、「仕丁」の食料米を詰めた後に付けられていた木簡と考えられます。

②(表)竹田五十戸六人部乎

(裏)佐加柏倅備東

121×20×3 032 士井京2

※旦波國水上評竹田五十戸(後の丹波國水上郡竹田町、現在の兵庫県市島町付近)の六人部佐加という人物から貢進された柏の葉に付けられた荷札木簡です。柏の葉は食物を盛る容器として用いられたもので、葉を何枚も重ねて束にして、後に詰めて送されました。平安時代に成立した『延喜式』にも、丹波國が毎年柏の葉を貢進していくことが記されています。

③ 於賦

82×20×3 032 南北大溝

※物品を整理する際の付札木簡と考えられます。「於賦」は「おふ」と読み、白貝(於富)という貝を意味します。ウバ貝の古名ではないかという説もあります。

□□□評大夫等前謹啓

091 南北大溝

※□□□評大夫等の前に「謹みて啓ます」と読みます。「大夫」と呼ばれる位の高い人物に対しても謹んで申し上げる、という意味です。このような表現は7世紀の上申文書(上申文書)に一般的なものです。「評大夫」と読んで評の長官などを意味したものか、「□□□評」と「大夫」以下を切り離して読むのが明らかではなく、今後の検討を要しますが、官司における取扱い(まつり)などに関わる木簡であることは確実です。

⑦ 留之良奈你麻久 (廻書)

阿佐奈伎尔伎也 (廻書)

91×55×6 065 池状遺構

※羽子板状の木製品に文字を刻みつけたものです。万葉仮名で七文字ずつ、一行にわたって記しています。読みは「るしななほく あさなきにきや」となります。

《意義》 木簡の年代は天武朝(持統朝)で、すべて評制下の木簡です。昨年度実施した石神遺跡第15次調査出土の木簡と同様、7世紀後半の木簡が大多数を占めています。今回

は、仕丁の存在をうかがわせる木簡が多数出土しました。「五十戸(五十人)の仕丁」集団の統率者と記された墨書き土器の出土も仕丁の存在を裏付けています。仕丁は出身地(出身地)とに集団を形成していました。三川国の木簡がまとめて出土したのも、そのことと関係があるとみられます。また、文書木簡や墨書き木簡など、役人の事務活動を示す木簡も出土しました。今回の調査区内では建物の痕跡は見つかりませんでしたが、役人が勤務し、多くの仕丁を使役していた官司が付近に存在したことより確かに成了たと言えるでしょう。

(71)×(19)×4 081 南北大溝

⑥(表)九々八十一 □ □ □

(裏) □ □

(259)×(11)×18 081 池状遺構